

国立大学法人埼玉大学世界環流型実践教育 プログラム規程

平成21年5月28日
規則第18号

(設置)

第1条 外国人・日本人学生相互に有効な国際化教育プログラムを実践し、留学生の日本定着・日本人学生の国際化社会への巣立ち支援を進めるため、本学の学部又は研究科に、世界環流型実践教育プログラム(以下「環流プログラム」という。)を置く。

(資格)

第2条 環流プログラムの学生(以下「プログラム学生」という。)となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国の大学又は大学院に在籍する学生
- (2) 本学理学部、工学部又は理工学研究科に在籍する日本人学生

(許可)

第3条 プログラム学生に志願する者がある場合は、別に定める環流プログラム実施組織において候補者を選考し、学長が許可する。

(プログラム学生の取扱い)

第4条 本学がプログラム学生を受け入れる場合は、国立大学法人埼玉大学学則第57条に定める特別科目等履修学生又は国立大学法人埼玉大学大学院学則第38条第1項に定める特別研究学生として取り扱うものとする。

2 本学がプログラム学生を派遣する場合は、国立大学法人埼玉大学学則第50条又は国立大学法人埼玉大学大学院学則第35条に定める留学として取り扱うものとする。

(修了証書の授与)

第5条 学長は、環流プログラムの所定の教育課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(諸規則の準用)

第6条 国立大学法人埼玉大学学則その他本学が定める諸規則は、別段の定めのあるものを除くほか、プログラム学生について準用する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、環流プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年5月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。